

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(八一四・商工業振興課)
 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(八一五、八一六・商工業振興課)
 争議行為の予告(八一七・労働政策課)
 道路の供用開始(八一八・道路環境課)
 建築基準法による道路位置の指定(八一九・平鹿建設事務所)

公告

県営土地改良事業工事の完了(仙北平野土地改良事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(山本総合農林事務所)
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催(一四)

告示 示

秋田県告示第八百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピータウン横手

横手市横手町字一ノ口十の一外

二 横手市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十二月三日から平成十五年一月六日まで

秋田県告示第八百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

株式会社ジョイス 代表取締役 小芥米 淳 一

盛岡市東安庭二丁目一番三十号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースター能代

能代市字高埜百五十一番一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

株式会社デンコードー

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 翌日の午前零時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
 - イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
- (四) 変更する年月日
 - 平成十四年十一月二十二日

二 届出年月日

平成十四年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十四年十二月三日から平成十五年四月三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

日本生命保険相互会社 代表取締役 宇野 郁夫

大阪市中央区今橋三丁目五番十二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ニューシティ

(三) 秋田市大町二丁目三番二十七号
変更しようとする事項

小売業を行う者の閉店時刻

株式会社秋田大町ニューシティ 外十八

ア 変更前 午後八時

イ 変更後 午後九時

(四) 変更する年月日

平成十四年十一月二十一日

二 届出年月日

平成十四年十一月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十二月三日から平成十五年四月三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百十七号

平成十四年十一月二十五日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事

職員増員に関する事

(二) 夜勤制限協定の締結に関する事

(三) 労働条件の改善に関する事

二 日時

平成十四年十二月六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
 三 場所
 北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地
 鷹巣病院

四 概要
 救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストラ
 イキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお
 り道路の供用を開始する。
 平成十四年十二月三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

申請者の住所及び氏名 平鹿郡十文字町十文字新田字本町二九 藤 倉 隆	道路の位置の指定箇所 平鹿郡十文字町上鍋倉字東坊田野四十五 番一、四十七番十五、二百九番一	道路の延長 三六・七〇メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年十一月十一日
--	---	--------------------	-------------------	----------------------

公 告

県営土地改良事業（畑屋地区ほ場整備事業）につき、その工事を平成十四年三月二
 十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二
 第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十四年十一月二十一日県営土地改良事業（長瀬地区ほ場整備事業（担い手育成
 型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十

県 道	比内森吉線	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一一番 二から字惣瀬沢二二番四地先まで
-----	-------	---------------------------------------

二 供用開始の期日 平成十四年十二月四日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期 間 平成十四年十二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第八百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道
 路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第
 四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び数量
 横フライス盤 一式

- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年二月二十八日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大曲工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三)(二)(一) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月三日(火)から同月十二日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月十八日(水)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。

教育委員会告示

- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 秋田県教育委員会告示第十四号
次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成十四年十二月三日
- 秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治
- 一 日時 平成十四年十二月五日 午後三時三十分
 - 二 場所 教育委員会室
 - 三 案件
 - (二)(一) 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則案について 他
その他

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaransetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄